

一般競争入札公告

社会福祉法人 大樹会の発注する「ケアハウス パインピア 大規模修繕工事」の一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 30 日
社会福祉法人 大樹会
理事長 井上直樹

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 称 ケアハウス パインピア 大規模修繕工事
- (2) 工 事 場 所 埼玉県北足立郡伊奈町中央 1-93
- (3) 工 事 内 容 外壁、屋上防水改修工事、内装改修工事
- (4) 建 物 概 要 鉄筋コンクリート造、地上 3 階、延床面積 2,435.25 m²
- (5) 予 定 工 期 契約日から令和 9 年 3 月 30 日

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有（非公表）
- (3) 最低制限価格 有（非公表）
- (4) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続き又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 令和 7・8 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されている単体業者で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - ①建築工事の格付が A、A ランクであること。
 - ②資格者名簿の本店所在地が北本県土整備事務所又は杉戸県土整備事務所の管内にあるもの
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りとなったとき等）にない

こと。

- (7) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業ではないこと。また、対象工事に係る設計会社の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面に関連がないこと。

4. 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

- (1) 受 付 期 間 公告日から令和8年10月8日（木）までに参加申込をすること。
（土日祝日は除く）

- (2) 受 付 時 間 午前10時から午後4時まで

- (3) 提 出 書 類

ア 一般競争入札参加資格等認定申請書（様式有）

イ 一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）

ウ 法人登記簿謄本（原本）

エ 会社案内、会社経歴書、建設業の許可通知（「建築工事」）の写し

オ 令和7・8年度埼玉県競争入札参加資格ランクを証する書類の写し

※書式は問い合わせ先に e-mail にて請求

- (4) 提 出 方 法 郵送で下記住所まで

提出先：社会福祉法人 大樹会 本部事務局 奥谷 宛
住 所 〒349-0221 埼玉県白岡市上野田 357-1
T E L 0480-90-4030
e-mail horikiri@tajjukai.com

- (5) 問 合 せ 先

(4) の提出先に同じ（e-mail にて）

- (6) 結 果 通 知 令和8年10月9日（金）

入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う。

5. 設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格が有と確認された業者には設計図書等[入札説明書、入札書等書式、図面、仕様書]を令和8年10月9日（金）に郵送により発送配布する。（現場説明会は行わないものとする。）

6. 入札日程等

- (1) 公告日 令和8年9月30日（水）

- (2) 応募締切日時 令和 8 年 10 月 8 日 (木) 必着
- (3) 結果通知日 令和 8 年 10 月 9 日 (金) 郵送にて発送
- (4) 設計図書等配布日 令和 8 年 10 月 9 日 (金) 郵送にて発送
- (5) 質疑書提出日 令和 8 年 10 月 20 日 (火) 午前 12 時まで必着
- (6) 質疑回答日 令和 8 年 10 月 22 日 (木) 午後 5 時までに全社に回答をする
- (7) 入札日 令和 8 年 11 月 4 日 (水) 午前 9 時 30 分 即日開札
(入札時刻及び入札場所等については、入札説明書に明示する)

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初度入札で予定価格に達していない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(入札は 2 回まで)
尚、初度入札に参加するものが 1 者のみである場合には再度入札は行わない。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を順守したうえで、交渉による随意契約とする。ただし、初度入札に参加するものが 1 者のみであった場合、随意契約は行わない。
- ①最低価格で入札した者に契約意志がある場合(最低価格で入札した者に契約意志がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
- ②再度入札において、入札に応じる者が 1 者のみとなった場合。
- 条件 1 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
- 条件 2 交渉の過程で入札予定価格を明らかにすることは認められないこと。
- 条件 3 入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。
- 条件 4 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。
- (4)落札者とすべき同額の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより、落札者を決定するものとする。

8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。

(4) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ⑤ 虚偽の一般競争入札資格等確認申請書を提出した者がした入札
- ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 2 以上の入札書を提出した者がしたもの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと
- (6) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては、工事請負契約前に詳細を協議して定めるものとする。

以上